

介護保険課からのお知らせ

介護保険法の規定に基づき、次のとおり申請します。

☐新規 ☐更新 ☐要介護・要支援状態区分変更
☐新規（要支援者の要介護への区分変更） ☐転入
 申請年月日 年 月 日

**現在、申請件数の増加により結果が出るまでに、
約40～50日を要しています。**

被 保 険 者	介護保険 被保険者番号												個人番号																					
	医療 保険	保険者名											保険者番号																					
		被保険者証	記号										番号				校番																	
	フリガナ												生年月日				年 月 日																	
	氏 名												性 別				男 ・ 女																	
	住 所 (住民登録地)		〒																				電話番号											
	訪問調査先 (上記と異なる場合)		〒																				電話番号		□ 入院(所) 中									
	訪問調査 について		立会希望 (有・無)		氏名 ()										続柄 ()																			
			昼間連絡先 (電話番号)																															
	者	現在の 要介護 状態 区分等	更新・変更 時のみ記入	要介護状態区分		要介護 (1 2 3 4 5)										要支援 (1 2)																		
転入時のみ 記入			有効期間		年 月 日 から										年 月 日																			
転出元市町村名 ()																				受給資格証明書 (有・無)														
変更申請の理由 ※(変更時のみ記入)																																		
連絡事項 (事前に伝えたい事等)																																		

1号でも記入必要
2号は記入+保険証のコピー添付

医療 保険	保険者名	兵庫県後期高齢者医療広域連合		保険者番号	39282157		
	被保険者証	記号		番号	12345678	枝番	
医療 保険	保険者名	三木市		保険者番号	280164		
	被保険者証	記号		番号	1234567	枝番	02

提出代行者 申請代理人 名称・氏名	該当に○（居宅介護支援事業者・特養・老健・療養型・医療院・家族・地域包括支援センター・その他） 担当者氏名（ ）
住所又は所在地	〒 電話番号

※主治医の氏名が不明（名字しか分からない等）な場合は、同欄に「診療科」を記入してください。

主治医	主治医氏名	医療機関名	(最終受診年月日 年 月 日)
	所在地	電話番号	

主治医意見書遅延のため、結果が遅延することがあります。受診および問診票の提出を促してください。また、介護保険の申請をしたこと、市から意見書が送られてることを伝えてください。

第2号被保険者（40歳から64歳の医療保険加入者）のみ記入 ※医療保険者証のコピーを添付してください。

特 定 疾 病 名	
-----------	--

・上記提出代行者・申請代理人に申請行為を委任します。

・介護サービス等計画を作成するために必要があるときは、要介護認定・要支援認定にかかる調査内容、介護認定審査会による判定結果・意見及び主治医意見書を、三木市から地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者若しくは介護保険施設の関係人、主治医意見書を作成した医師又は認定調査に従事した調査員に提示することに同意します。

被保険者氏名		(代筆者氏名)	
確 保 者 確 保 者	備 考 被保険者証 [回収・紛失] 結果通知先 [自宅・包括・提出代行者・その他 ()]	担当	

受付印

署名モレがないか再度確認

① 要介護認定の臨時的取扱いの終了について

介護保険最新情報Vol1105「新型コロナウイルス感染者に係る要介護認定の取扱いについて」において、有効期限満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できると示されておりますが、三木市では、令和4年10月26日に通知しているとおり、原則、**通常更新**をお願いします。

各都道府県介護保険担当主管部（局） 御 中
— 厚生労働省 老健局 老人保健課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の今後の取扱いについて

計 2 枚（本紙を除く）

Vol.1 1 0 5

令和4年10月13日

厚生労働省 老健局 老人保健課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようお願いいたします。 】

連絡先 TEL : 03-5253-1111(内線 3944、3945)
FAX : 03-3595-4010

事 務 連 絡
令和4年10月26日

介護保険関係事業者 各位

三木市健康福祉部介護保険課

新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の取扱いについて

みだしのことについて、令和4年10月13日付厚生労働省発出通知を受け、下記のとおり変更します。なお、今後の状況の変化に応じて、本取扱いの見直しを行う場合があることを申し添えます。

Ⅰ 要介護認定の今後の臨時的取扱いについて

(1) 要介護認定の臨時的取扱いの適用終了について

「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定の臨時的な取扱いについて」（令和2年4月10日付三木市介護保険課事務連絡）により、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、更新認定申請に伴う認定調査等の実施が困難な場合においては、要介護認定の有効期間を12カ月延長できる取扱い（以下「臨時的取扱い」という。）としていますが、当該取扱いについては、有効期間満了日が令和5年3月31日までの被保険者に限り適用できることとします。

(2) 令和4年11月1日以降の更新認定申請について

原則、通常の取扱いに基づき更新認定申請をしてください（※臨時的取扱いの適用を妨げるものではありません）。

照会先 認定審査係
電話 0794-82-2000（内線 3531）

② 要介護認定調査適正化について

認定調査における各調査項目の選択について、全国・兵庫県の平均と比較して三木市の差異が際立つ項目について、選択の基準となるポイントや選択に迷うポイントをまとめています。

項目	内容
1-10 洗身 不適切について	何らかの理由で背中や足先に手が届かない、湯船に浸かるだけやシャワーだけで洗身ができていない場合でも、臭い・汚れ・痒み等がなければ「介助されていない」を選択。 臭い・汚れ・痒み等がある場合は、特記事項に記載し適切な介助の方法を選択。
1-10 洗身 2-9 整髪 介護者による介助がむしろ本人の自立を阻害しているような場合について	入院中・入所中・デイサービス利用者について、安易に「全介助」を選択しないこと。 介護者の介助がむしろ本人の自立を阻害している場合（過剰な介助）は、実際の介助の方法が不適切な場合に該当するため、適切な介助の方法を選択すること。 その他介助の方法で選択する項目においても同様。
3-4 短期記憶	※短期記憶は5～10分前の記憶について確認するため、朝ご飯や昼ご飯は何を食べたかの確認は短期記憶の確認としては不適切。 ①訪問直前の記憶の確認 ア) 訪問5分後に「私が来た時に何をされていましたか？」と質問 ②日頃の直前（5～10分前）の記憶の確認 ①と②が正解なら3点テストは不要。 ①と②が難しい場合や怪しい場合は3点テストを実施。 また、3点テストが正解でも、日頃の直前の記憶がなければ「できない」を選択。

② 要介護認定調査適正化について

項目	内容
4-12 ひどい物忘れ	2群の生活機能等(排泄など介助の項目)において、認知症により介助が必要な状況（全てに指示や介助が必要な状況）でも、 <u>物忘れによる問題（手間）が発生していなければ「ない」を選択。※物忘れがあっても、その物忘れによって手間が発生しているかで選択する。</u>
5-3 日常の意思決定 ②と③の選択基準について	勝手な自己決定・間違った自己決定は、「日常的に困難」ではなく「特別な場合を除いてできる」になる。 2群の生活機能の介助の状況や7-2認知症の自立度と照らし合わせて考えること。 ②「特別な場合を除いてできる」 認知症があり勝手な自己決定・間違った自己決定をする。 4群の問題行動が多少あっても2群が自立している人。 7-2が、ⅡaⅡbレベル。 ③「日常的に困難」 「二者択一がどうにかできる」や「はい・いいえの応答ができる」レベルの人。 4群の問題行動があるだけで選択しない。 認知症により、2群に介助が必要な人 7-2が、ⅢaⅢbレベル。

③認定調査票の特記事項記載の注意点

1. 個人名、生年月日、病院名など個人の特定につながる内容は書かないようにしてください。
「姓名とも答える事が出来る」「『〇〇さん』と呼びかけると・・・」「大正〇年〇月〇日と答えたが日は2日間違っていた」「市内総合病院に入院・・・」など工夫して書いてください。
2. 「介助」や“一部介助”という名の介助内容はありません。したがって「家族が介助している」「職員が一部介助を行っている」などの表現は具体性がないので「家族が手引きしている。」「職員が背部を洗っている」など具体的に介助内容を記述するようにしてください。
「一部介助」を選択する場合、選択根拠の説明として、自分でできていることと、介助を受けていることの両方を基本的に記述してください。
3. 「支援が必要」という表現では、助言・見守りの程度なのか指示・命令・介助程度なのかが不明です。具体的に程度を記述してください。書き分けをしないと5-3や7-2では選択肢が変わってきます。

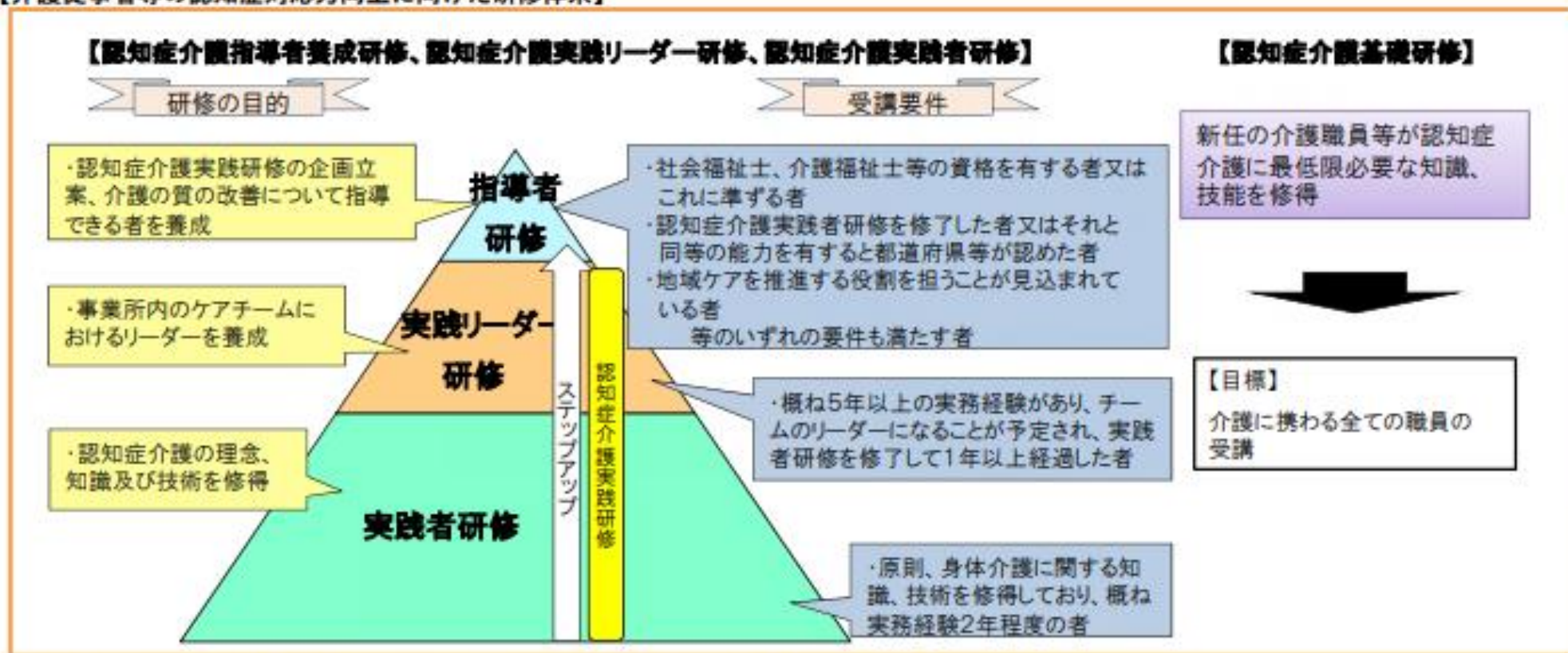
③ 無資格者への認知症介護基礎研修受講義務づけ

全サービス（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

- 認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させていくため、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることが義務づけられる。

（※3年の経過措置期間を設ける。新入職員の受講について1年の猶予期間を設ける）

【介護従事者等の認知症対応力向上に向けた研修体系】



※各種研修について、質を確保しつつ、eラーニングの活用等により受講しやすい環境整備を行う。

FIND INFORMATION

情報を探す

キーワードから探す

> 検索の方法

Google 提供

検索

注目キーワード

県税

認定こども園

職員採用

入札・契約

県営住宅



イベント募集



施設案内



よくある質問



相談窓口

[ホーム](#) > [健康・医療・福祉](#) > [高齢者福祉](#) > [認知症](#) > 認知症介護研修（基礎、実践、リーダー、指導者）等

更新日：2021年12月17日

認知症介護研修（基礎、実践、リーダー、指導者）等

令和3年度兵庫県認知症介護研修の各募集要項等は、下記のリンク先ホームページに掲載されています。

研修に関することは、各研修実施機関にお問い合わせください。

神戸市内の施設・事業所については、別途研修が実施されます。[神戸市社会福祉協議会（外部サイトへリンク）](#)

認知症介護研修（法定研修）

【認知症介護基礎研修】

令和3年度介護報酬改定に伴い、介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない方について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講ずることが義務付けられました。（当該義務付けは、既存の職員については3年間の経過措置、新たに採用した職員については採用後1年の猶予期間が設けられています。）

このことを受け、多くの介護従事者の方の研修受講機会を確保するため、令和3年9月29日より、**eラーニングシステム**でも本研修を受講いただけるようにしましたのでご利用ください。

【受講方法】

① eラーニング（認知症介護研究・研修仙台センターへの申込）

② 集合研修（神戸リハビリテーション福祉専門学校）

※詳細は兵庫県ホームページを確認ください。

④ 各研修受講について

認知症対応型サービス事業開設者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所の**代表者**に受講が**義務**づけられています。

認知症対応型サービス事業管理者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び認知症対応型通所介護事業所の**管理者**及び**就任予定者**に対して実施しています。

小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修

小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の**計画作成担当者**に受講が**義務**づけられています。

研修実施機関

兵庫県社会福祉事業団 福祉のまちづくり研究所

<https://www.hwc.or.jp/kensyuu/?cat=9>

上記の3つの研修は、市から推薦書が必要ですので、申込時に必要書類と推薦書交付依頼書を、**市介護保険課**に提出してください。

⑤ 介護保険サービス事業所指定における電子申請・届出システムの運用開始に伴う対応等について

老発0929第4号
令和4年9月29日

都道府県
各 介護保険主管部（局）長 殿
市区町村

厚生労働省老健局長
（公印省略）

介護サービス事業所指定における電子申請・届出システムの 運用開始に伴う対応等について

社会保障審議会介護保険部会介護分野の文書に係る負担軽減に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）の中間取りまとめ（令和元年12月）及び規制改革実施計画（令和3年6月18日閣議決定）において、利便性の高い全国共通の電子申請・届出システムの整備に取り組むこととされていることを踏まえ、厚生労働省は、令和3年度に介護サービス情報公表システムを改修し、電子申請・届出システムを構築しました。

このシステムは、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）第6条の電子情報処理組織による申請等に関する規定を踏まえて整備したものであり、システムの活用により、同法で明確化された「デジタル三原則」や「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）で示されている行政手続のオンライン化の推進、ワンストップサービ

厚生労働省より発出されています、介護サービスに係る指定及び報酬請求（加算届出を含む）に関連する申請・届出について、介護事業者がすべての地方公共団体に対して所要の申請・届出を簡易に行うことを可能とする観点から、厚生労働省において「電子申請届出システム」の整備が進められており、三木市でも準備を進めているところです。

令和5年5月頃を目途に進めており、準備が出来次第、改めてご案内します。